

小金井市雨水貯留施設設置費補助金 のご案内

1 補助金の趣旨

市では、雨水の積極的な有効活用と節水活動を目的として、雨水貯留施設（雨水タンク）を設置する方に設置費の一部を補助します。
庭木への水やり、打ち水、洗車等に利用しましょう。

緑の恩恵は豊かな水資源があってこそ受けられます。屋根に降った雨を貯留施設にためることにより、雨水を下水に捨てることなく利用できます。
市民共有の貴重な財産である水資源を守りましょう。

2 補助対象

- (1)市内に建築物を所有、又は使用している方で雨水貯留施設を購入し設置する方
- (2)雨水貯留施設は一般に販売されている既製品であること
- (3)建築物の雨どいに接続すること

3 補助金額

・購入金額（送料・工事費を除く）の税込額の2分の1に相当する額（10円未満端数切捨て）で、3万円を上限とします。

※（注意）購入時にクーポン値引きやポイント使用があった場合は、その分を差し引いた額が対象となります。

- ・年度内の申請は1回で最大2基までとなります。
- ・再申請までは、3年以上の期間が必要です。

4 手続きの流れ

※発注・ご購入前に申請していただく必要があります
申請前に発注・ご購入した場合は対象外となります

受 付

助成を希望される方はご来庁または問合せ先までご連絡ください。

申 請

ご購入前に、交付申請書と下記の書類をご提出ください。受付はその年度の1月末日までといたします。

- ① 雨水貯留施設の設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ② 雨水貯留施設の設置前の状態を確認することができる写真
- ③ 納税証明書（市の公簿等により納税状況を確認できる場合を除く。）
- ④ 雨水貯留施設のパフレット等の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

交付決定

申請されてから交付決定まで、概ね1か月程度を要します。※交付決定後、変更が生じた場合は、変更申請書を提出して頂きます。変更が生じる場合は、事前にご相談ください。

設置着工

発注・ご購入し、設置を始めて頂きます。

設置完了

設置完了後、交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに、完了報告書と下記の書類をご提出ください。

- ① 交付申請書の申請者と同一の名義人の領収書及び保証書の写し
- ② 雨水貯留施設の設置後の状態を確認することができる写真
- ③ 雨水貯留施設の設置に係る契約内容が分かる書類（請負契約書の写し等）及びその内訳が記載されているもの
- ④ その他市長が必要と認める書類

交付確定

完了報告書等の書類を確認した後に、不備等がなければ交付確定通知書を送付させていただきます。

請 求

確定通知書が届きましたら、3月末日までに請求書を環境政策課へご提出をお願いいたします。

交 付

補助金を申請者の指定口座へ振り込みます。

5 問合せ先

小金井市環境部環境政策課 **環境係**

✉ s040199@koganei-shi.jp

☎ 042-387-9817